

令和8年4月1日より

交通反則通告制度

自転車の違反に青切符が導入



青切符(交通反則通告制度)とは…

運転者が比較的軽微な交通違反をした場合、一定期間内に**反則金を納める**と、**刑事手続を受けない**で事件が処理される制度。

例



携帯電話使用等
(保持)
12,000円



信号無視
6,000円



指定場所一時不停止
5,000円

【対象】
16歳以上
113の反則行為



【通行区分違反】
車道の右側通行
6,000円



【公安委員会
遵守事項違反】
傘さし運転
5,000円

違反手続の流れ

軽微な違反
(交通反則通告制度対象)

悪質な違反
(交通反則通告制度の対象外)

青切符を交付

赤切符を交付

8日以内に
反則金を納付

する

しない

交通反則通告
センターに出頭し、
反則金納付の通告
を受ける

11日以内に
反則金を納付

する

しない

手続終了

刑事手続へ
有罪なら前科
(拘禁刑・罰金等)

一定の危険な行為を**3年以内に2回以上**繰り返すと**自転車運転者講習の受講が命ぜられます**(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。

※対象行為は裏面に記載しています。



「飲酒運転」や「妨害運転」等、特に**悪質な違反**行為は、交通反則通告制度の対象外のため従来通り**赤切符**を受け、**刑事手続**となります。

● 青切符対象の反則行為抜粋 ●

5,000円～6,000円

信号無視

- ・赤色点滅信号 (5,000円)
- ・赤色信号 (6,000円)

6,000円

- 環状交差点安全進行義務違反
- 横断歩行者等妨害等
- 安全運転義務違反

7,000円
遮断踏切立入り

- 通行禁止違反
- 被側方通過車義務違反
- 道路外出右左折合図車妨害
- 車間距離不保持
- 路面電車後方不停止
- 交差点右左折等合図車妨害
- 環状交差点通行車妨害等
- 指定場所一時不停止等
- 減光等義務違反
- 警音器吹鳴義務違反
- 自転車制動装置不良
- 安全地帯徐行違反
- 安全不確認ドア開放等

5,000円

- 歩行者用道路徐行違反
- 通行帯違反
- 法定横断等禁止違反
- 進路変更禁止違反
- 乗合自動車発進妨害
- 交差点優先車妨害
- 緊急車妨害
- 交差点等進入禁止違反
- 合図不履行
- 乗車積載方法違反
- 泥はね運転
- 転落等防止措置義務違反
- 停止措置義務違反

12,000円

携帯電話使用等(保持)

- 歩行者等側方通過義務違反
- 急ブレーキ禁止違反
- 指定横断等禁止違反
- 追い付かれた車両の義務違反
- 割込み等
- 優先道路通行車妨害等
- 徐行場所違反
- 無灯火
- 合図制限違反
- 軽車両整備不良
- 幼児等通行妨害
- 転落積載物等危険防止措置義務違反
- 公安委員会遵守事項違反

- 通行許可条件違反
- 軌道敷内違反
- 環状交差点左折等方法違反
- 制限外許可条件違反
- 歩道徐行等義務違反

3,000円

- 路側帯進行方法違反
- 道路外出右左折方法違反
- 警音器使用制限違反
- 原付等牽引違反

- 並進禁止違反
- 交差点右左折方法違反
- 軽車両乗車積載制限違反
- 自転車道通行義務違反

一定の危険な行為（自転車運転者講習受講対象違反）16類型

- 信号無視・通行禁止違反・歩行者用道路徐行違反・通行区分違反・路側帯進行方法違反
- 遮断踏切立入り・優先道路通行車妨害等・交差点優先車妨害・環状交差点通行車妨害等
- 指定場所一時不停止等・歩道通行時の通行方法違反・制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 酒気帯び運転等・安全運転義務違反・携帯電話使用等・妨害運転

令和8年4月1日から

自動車等が自転車等の右側を通過する際の規定が新設

自動車等が自転車等の右側を通過する際に、
両車の間に十分な間隔が取れない場合は

- ・自転車との間隔に応じた安全な速度で進行
- ・自転車もできる限り道路の左端に沿って進行

 することが規定されます。
 (普通車は点数2点・反則金7,000円、自転車は反則金5,000円です。)

